

## 学校において予防すべき感染症一覧

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第18条・第19条で定められています。以下の感染症にかかったときは、学校での感染拡大防止の観点から、出席停止となりますので、すみやかに学校に連絡してください。なお、基準に定められた期間は自宅で休養し、登校する際は、保護者の方が「療養報告書」を記入して、学校に提出してください。

感染症の種類		出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ	治癒するまで		
第二種	インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで		
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
	風しん	発疹が消失するまで		
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで		
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで		
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日又は無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快*した後1日を経過するまで *解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること		
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎				
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで		
	腸管出血性大腸菌感染症			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症	溶連菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
		ウイルス性肝炎		
		感染性胃腸炎		
		マイコプラズマ感染症		
		RSウイルス感染症		
		その他アデノウイルス感染症 ※咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・胃腸炎以外		
		伝染性紅斑（りんご病）		医師により感染のおそれがないと認められるまで ※欠席の必要がない場合あり
		ヘルパンギーナ		
		手足口病		
帯状疱疹				
その他の感染症（ ）*1	医師により感染のおそれがないと認められるまで			

\*1「学校において予防すべき感染症の解説＜平成30年3月発行＞」公益財団法人日本学校保健会を参考にしてください。